

第 197 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 7 年 2 月 10 日 (月)

時間 午前 10 時 00 分～

場所 杉妻会館 3 階 百合

(司会)

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 197 回福島県都市計画審議会を開会いたします。

私、本日司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の清野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために、会議を非公開とする場合には、会場から退出していただくこととなりますので、あらかじめ御承知していただきたいと思っております。

また、お配りいたしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様へ配布しております資料の確認をさせていただきます。

まず次第、議案書、資料 1 議案第 2051 号、資料 2 議案第 2052 号、資料 3 議案第 2053 号、最後に資料 4 議案第 2054 号になります。皆様よろしいでしょうか。

また、本日の審議会の一部の委員におかれましては、リモート形式により御出席いただいております。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づき、審議会の議長は会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、委員の皆様方へは、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際に、まず委員の議席番号、氏名から御発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

まず、はじめに、出席委員数を御報告いたします。定員 18 名のうち、出席委員数は 17 名となっております。内訳といたしましては、対面の出席が 12 名、リモート出席が 5 名、うち代理出席が 6 名となっております。これによりまして、福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める半数以上に達しておりますので、本会が成立していることを確認いたします。

次に、議事録署名人を定めたいと思っております。これにつきましては、慣例に従い議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。

御異議ないようですので、御指名申し上げます。2番の鈴木深雪委員、6番の山口栄子委員のお二方をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の目次をお開きください。本日は、報告事項1件、議案4件を予定しております。

では、次第の2番 報告事項です。議案書の1ページをお開きください。第196回福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして、事務局より御報告をお願いします。

(事務局)

県都市計画課の櫻澤と申します。よろしくをお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。前回11月26日に開催いたしました第196回福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして、御報告いたします。議案番号は、議案第2049号及び2050号、議案名は県中都市計画道路及び県南都市計画道路の変更についてでございます。本議案は国土交通省郡山国道事務所が施工者であり、国道4号の4車線化整備のために必要な都市計画道路の変更につきまして御審議いただいたものでありまして、本審議会の同意を得まして、令和6年12月10日に都市計画を変更いたしました。

報告は以上です。

(議長)

ありがとうございます。

ただいまの御報告に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

(議長)

ありがとうございます。

それでは、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。

本日、御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問のありました4件でございます。議案第2051号県南都市計画道路の変更について、議案第2052号相馬地方都市計画道路の変更について、議案第2053号特殊建築物の敷地の位置について(棚倉町)、議案第2054号特殊建築物の敷地の位置について(郡山市)の以上4件でございます。

それでは議事の審議に入らせていただきたいと思います。

まず、第2051号の議案につきまして事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、はじめにスクリーン及び御手元にお配りしております資料 1 により御説明いたします。

資料 1 の 1 ページを御覧ください。議案第 2051 号につきまして、御説明いたします。本議案は、県南都市計画区域内にある、2 つの都市計画道路の変更となります。資料中の道路の名称につきましては、全て都市計画道路名でございます。都市計画道路白河駅棚倉線の変更区間は、道路の路線名としては、一般国道 289 号であり、白河駅八竜神線の変更区間は、一般県道南湖公園線となります。路線名の前に記載された番号につきましては、区分・規模・一連番号を表しております。最初の 3 は、幹線街路を意味し、次の 4 は、幅員 16m 以上 22m 未満、最後の一連番号は、都市計画区域毎に、区分毎の一連番号を付す決まりとなっております。今回の主な変更の内容は、白河駅棚倉線の 4 車線化整備に必要な変更となります。

2 ページを御覧ください。こちらは、今回変更する道路の位置図となります。図の上側が北になります。太い赤い矢印が、今回変更する 2 つの都市計画道路であり、いずれも白河市内の道路となります。図の真ん中より少し左上に白河駅という表示があり、この白河駅を起点として、反時計回りに棚倉方面へ向かう路線が、3・4・105 号白河駅棚倉線です。同じく白河駅から、時計回りに白河駅棚倉線に向かう路線が、3・4・104 号白河駅八竜神線でございます。

3 ページを御覧ください。ここからは道路ごとに御説明いたします。

まず、3・4・105 号白河駅棚倉線の変更について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。こちらは、3・4・105 号白河駅棚倉線の総括図となります。今回は、図面に、赤矢印で旗揚げをしている、延長 2,390m が変更対象区間となります。白河駅棚倉線は、昭和 42 年に都市計画決定され、その後、起点の白河駅前から今回変更する区間の手前まで、平成 7 年に 4 車線に変更し、整備が完了しています。今回は、その 4 車線の整備区間を棚倉方面に延伸するために、新たに延長 2,310m の区間を 4 車線に変更します。

なお、2,390m と 2,310m という旗揚げがあり、80m の差がありますが、この 80m の区間で、4 車線から 2 車線へと擦り付ける計画としています。主な計画の諸元を、右側の表中に記載しております。上段の黒字が現在の状況で、下段の赤字が今回の変更となります。表の中段に、「車線数の内訳」という欄があります。今回の変更により、2 車線区間の延長よりも 4 車線区間の延長が長くなるということで、車線の数も、2 車線から 4 車線に変更となります。

また、当該道路の代表的な幅員も、16m から 20m に変更となります。

5 ページを御覧ください。こちらは、今回変更する区間を拡大した計画図となっております。図の上が北となります。上の図の左側にある、国道 294 号との交差点「西大沼交差点」から、右側の白河バイパス交差点を経由して、下の図の左から右に向かい、白河駅八竜神線との交差点「池下交差点」を過ぎて、交差点の右折レーンなどがある範囲までが 4 車線化する延長 2,310m でありまして、その先 80m で棚倉方面の 2 車線に擦り付けを行うため、変更区間が全体で 2,390m という形となっております。薄い赤色で着色した部分が、既に決定されている、現在の都市計画決定の区域です。2 車線で決定されております。今回、濃い赤色で

着色した部分を追加しまして、4車線の幅に変更するものです。下の赤枠内に記載しておりますとおり、4車線化する2,310mの区間については、車線数が4車線に、幅員が21mに変更となります。変更後の幅員につきましては、20mという表現と、21mという表現が出てまいりますが、詳細については後ほど御説明いたします。

6ページを御覧ください。こちらは、4車線化する区間の、変更前と変更後の標準横断図となっております。図の右側に道路の諸元をお示ししておりますが、道路区分や設計速度は変更ございません。車線の数が2車線から4車線に変更となります。これに伴い、幅員が16mから21mに変更となります。この幅員は幹線街路としての走行性や安全性を確保するため、道路の設計基準である道路構造令に基づき設計しています。

7ページを御覧ください。これまでは、変更対象区間の車線の数や幅員について御説明いたしました。こちらでは、都市計画変更のための計画書に記載する数値で、こちらが路線全体の代表値となる車線の数や幅員を記載するようになっておりまして、そのプロセスについて御説明いたします。今回の変更によって、この全体8,610mの中に、車線の数や幅員が異なる3つの区間が生じることになります。一番上の段につきましては、起点から国道294号交差点までの整備済の区間を表示しており、車線の数は4車線、幅員は20mで、この区間が2,870mの区間です。真ん中の段が、今回4車線化する変更区間でございます。変更後の車線の数は4ですが、幅員は21mとなります。延長が2,310mとなります。同じ4車線で幅員が異なるのは、設計の基準を適用する道路の区分の違いによるものでありまして、路肩の幅が、道路横断図の歩道の脇にある路肩の幅が左右合計で50cm異なるということで、今回変更する区間は、基準上ではありますが、これまで整備した区間より50cm広くなります。一番下の3段目が、棚倉方面に向かう区間でありまして、車線の数は2、幅員は16mで、延長が3,430mとなります。この路線全体の代表値は、延長の長さで判断します。変更後、2車線区間は3,430m。一番下の三段目ですね。4車線の2段目の区間というのは、一番上の段と中段の延長を足した5,180m。よって車線の数は、この路線の代表値としては4車線となります。

さらに、幅員につきましては、4車線の幅員の中から代表値を決めることとなりますので、一番上の段の赤枠で囲んだ2,870m、こちらの幅員20mが代表値となります。よって、一番下に文字で記載しておりますが、この赤い枠で囲んだ区間の数値が、資料下の変更後に記載されたとおり、路線全体8,610mの代表値という形にしております。

8ページを御覧ください。こちらは、変更区間の起点部、それから終点部の写真となります。左側が起点部、右側が終点部となります。右側は、変更区間の終点部に位置する池下交差点から、起点側を見た写真です。写真に、赤色で着色した箇所が、道路を広げる部分となります。

9ページを御覧ください。次に、3・4・104号白河駅八竜神線の変更について御説明いたします。

10ページを御覧ください。こちらは、3・4・104号白河駅八竜神線の総括図となります。図面で、赤い矢印で示しております白河駅棚倉線との交差点の部

分が変更する箇所となります。今回、白河駅棚倉線を4車線で拡幅することに伴いまして、白河駅八竜神線が押し出される形で延長が短くなりまして、3,430mから3,420mに10m短く変更となるものです。詳しくは、次のページで御説明いたします。

11 ページを御覧ください。こちらは、今回変更する白河駅八竜神線と白河駅棚倉線の交差点部を拡大した計画図となります。

さらに、交差点部は、右上に拡大図で表示しております。拡大図の中にある青色の線が、上から来る白河駅八竜神線の変更前の終点の位置となります。今回、左右に伸びる白河駅棚倉線が4車線化することにより道路の幅が広がるため、上から来る八竜神線が上に押し出され、終点の位置が赤色の線の位置へと変更となるため、延長が短くなりまして、3,430mから3,420mに変更となるものです。

12 ページを御覧ください。こちらは、今回変更する白河駅八竜神線の終点側、白河駅棚倉線との交差点である池下交差点の写真です。左側の写真が、交差点から北方向、白河駅八竜神線の起点方向を見た写真となります。青色の破線が変更前の位置、赤色の破線が変更後の位置となります。右側が、白河駅八竜神線から交差点を望んだ写真です。

13 ページを御覧ください。最後に、今回の都市計画変更に対する意見書について、御説明いたします。都市計画道路の変更に向け、令和6年12月10日から2週間、法定縦覧を行ったところですが、意見書の提出はありませんでした。

続きまして、議案書の内容について、御説明いたしますので、議案書を御覧ください。

議案書の3ページをお開き願います。議案第2051号県南都市計画道路の変更について、都市計画道路中3・4・105号白河駅棚倉線ほか1路線を次のように変更する。3・4・105号白河駅棚倉線は、車線の数が2車線から4車線に変更、幅員が16mから20mに変更、幹線街路との平面交差箇所は11から10に変更となります。

なお、この交差箇所数の減につきましては、白河市が、この都市計画の変更前に行った市の都市計画道路の一部の廃止、それを反映したために減となっております。そのほかについては記載のとおりです。また、3・4・104号白河駅八竜神線は延長が3,430mから3,420mに変更となります。表の下の欄外に記載しておりますとおり、都市計画道路の区域につきましては、先程スライドで御説明いたしました計画図、これに表記したとおりの変更となります。

4ページをお開き願います。3・4・105号白河駅棚倉線の変更につきましては、こちらスライドで御説明いたしましたとおり、交通渋滞など、旅行速度の低下などの交通課題が大きいといった状態になっておりますので、新たに4車線で拡幅するため変更するというものでございます。

また、3・4・104号白河駅八竜神線の変更につきましても、白河駅棚倉線の変更に伴い終点位置を変更するというものでございます。参考としまして、1、公聴会開催状況につきましては、開催日令和6年10月25日、公述人はございませんでした。

都市計画案の縦覧、意見書の提出状況につきましても、先程、御説明したとおりでございます。意見書提出はございませんでした。3番、該当する白河市からの

同意を得ているという状況でございます。説明につきましては、以上でございます。県南都市計画道路の変更につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見はございませんでしょうか。リモートで参加される方は手を挙げるリアクションをとってください。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。特に御質問等ございませんでしょうか。

(質問なし)

(議長)

ありがとうございます。

それでは、議案第 2051 号の議案をお認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。では御異議なしと認めまして、議案第 2051 号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

では続きまして、2052 号の議案に入らせていただきたいと思います。事務局より御説明をお願いします。

(事務局)

はい。それでは、はじめにスクリーン及び御手元にお配りしております資料 2 により御説明いたします。

資料 2 の 1 ページを御覧ください。本議案は、相馬地方都市計画区域内にある都市計画道路を変更するものでございます。都市計画道路名は、下高平北長野線になります。道路の路線名は、主要地方道原町川俣線となります。今回の主な変更は、幅員等の見直しとなります。これにより規模を表す番号が「4」から「5」に変更となります。この「5」につきましては、幅員が 12m 以上 16m 未満を表しています。

2 ページを御覧ください。こちらは、今回変更する道路の位置図となります。図の上側が北になります。図の中央部、赤色の路線が、今回変更する都市計画道路で、南相馬市内の道路となります。常磐自動車道の南相馬インターチェンジから、市中心部を通らず、国道 6 号を直結し、震災からの復興に資する道路となります。図の左から右にかけて、黄色で表示している主要地方道原町川俣線のバイパスとして整備されます。

3 ページを御覧ください。こちらは、3・4・116 号から 3・5・116 号となります。下高平北長野線の総括図となります。資料の上が北になります。下高平北長野線は、図の右側、国道 6 号との交差点を起点とし、主要地方道原町川俣線

との交差点までを結ぶ幹線街路であり、平成 8 年に都市計画決定されております。右の表中に、主な計画の諸元を記載しております。後ほど詳しく御説明いたしますが、幅員を縮小することにより、規模を表す番号が 4 から 5 に変更となります。起点、終点の位置に変更はありませんが、市町村合併により原町市から南相馬市に変わったことによる変更も、今回併せて行います。車線数に変更はございませんが、現在、幅員を 18m で決定しておりまして、14m に変更するものがあります。詳しくは次ページ以降で御説明いたします。

4 ページを御覧ください。こちらは、変更する区間を拡大した計画図となります。このページを含め、4 ページに分けて御説明いたします。図面の上が北となります。この図は、右側にある国道 6 号の交差部付近の区間を表示しています。薄い赤色で着色した部分が、現在の都市計画決定の区域です。2 車線の幅により一律で、決定されております。詳細な理由等は、後ほど御説明いたしますが、道路の幅員は 18m から 14m に縮小されます。これによりまして、黄色で着色した部分が一部、廃止となります。一方で、道路の法面や交差点の隅切り部などとして、新たに追加される部分については、濃い赤色で着色しております。

5 ページを御覧ください。この図は、先程のページの左隣に位置する西側に進んだ区間を表示しています。JR 常磐線と立体交差する部分となります。1 枚目と同様、濃い赤色で着色した部分を追加するとともに、黄色で着色した部分を廃止し、道路敷の幅に変更するものです。

6 ページを御覧ください。この図は、起点側から更に西に進んだ区間を表示しています。二級河川である新田川や一般県道浪江鹿島線と交差する部分となります。2 枚目と同様、濃い赤色で着色した部分を追加するとともに、黄色で着色した部分を廃止し、道路敷の幅に変更するものです。

7 ページを御覧ください。この図は、左側にある終点の主要地方道原町川俣線との交差部付近を表示しています。3 枚目と同様、濃い赤色で着色した部分を追加、また、黄色で着色した部分を廃止することにより、道路敷の幅に変更するものです。

8 ページを御覧ください。ここから、幅員の変更に関する詳細について、御説明いたします。こちらは、変更前と変更後の横断図となります。左側に道路の諸元を示しております。平成 8 年の都市計画決定時は、沿道開発による都市化を見込んで道路の幅を計画しておりましたが、震災後、沿道で「ほ場整備」が事業化されておりまして、現在事業中でございます。都市化の見込みがなくなったことから、道路の区分と幅員の見直しを行います。

9 ページを御覧ください。現在、都市計画決定されている道路の幅は、道路の路面の幅 18m で決定されております。今回、道路面の幅員が 14m に変更となるのと合わせて、道路設計の完了に伴い、下高平北長野線の整備に必要な幅が確定したことから、道路の法面や側溝などを含めた道路敷の幅員に変更するものです。

10 ページを御覧ください。左側の写真は、起点の国道 6 号付近の状況です。右側の写真は、終点の主要地方道原町川俣線付近の状況です。赤色の部分が新たに追加する部分でありまして、黄色の部分が、廃止となる部分を表しています。

11 ページを御覧ください。最後に、今回の都市計画道路の変更に対する意見

書の状況につきまして、御説明いたします。都市計画道路の変更に向けて、令和7年1月10日から2週間、法定縦覧を行っております。意見書の提出はございませんでした。

続きまして、議案書の内容について、御説明いたしますので、議案書を御覧願います。

議案書の5ページをお開きください。議案第2052号相馬地方都市計画道路の変更について、都市計画道路中3・4・116号下高平北長野線を次のように変更する。3・4・116号下高平北長野線は3・5・116号に変更するとともに、起点終点の名称を南相馬市に変更し、幅員を18mから14mに変更するものであります。表の下の欄外に記載しておりますとおり、都市計画道路の区域につきましては、先程スライドで御説明いたしました計画図に表示したとおりです。

6ページをお開き願います。理由につきましても、スライドで御説明いたしましたとおり、沿道で都市化の見込みがなくなったということでありますので、幅員等の変更を行うものであります。参考としまして、1番、公聴会開催状況につきましては、開催日令和6年12月6日、公述人無しであります。2番、都市計画案の縦覧及び意見書提出状況につきましても、スライドで御説明いたしましたとおり、提出無し、それから、該当する南相馬市からも、同意を得ているという状況でございます。説明につきましては以上でございます。相馬地方都市計画道路の変更につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問等があれば頂戴したいと思います。オンラインで参加の委員の皆様方には手を挙げるとリアクションでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(16番 大橋委員)

議長。

(議長)

はい。お願いします。

(16番 大橋委員)

16番の大橋です。2点ほど確認をさせていただきたいと思います。資料2の5ページ、道路の幅員が広がる関係で、南相馬市の市場の面積が若干狭くなると思いますが、この点について、この市場に支障が無いのかという確認と、あともう1点は、全体的に幅員が減る部分もあるということですけれども地権者の方の合意が得られている状況だとか何か意見があったかどうか、その2点を確認したいと思います。

(議長)

では事務局よりお願いいたします。

(事務局)

はい。では今ほどの御質問につきまして、御回答させていただきます。

まず資料の 5 ページ。南相馬市の公設地方卸売市場、こちらの整備で交差点の隅切り部分が増えることによりまして、道路になったり、あとは道路幅員がですね、道路自体がこの法面が出て広がってくることによって、市場自体に影響してくるわけですが、今回、この都市計画道路の都市計画変更と同時に、南相馬市の都市計画を変更しており、市場の都市計画決定も今回の道路の変更に合わせて都市計画を変更しておりますので、特段、市場の整備には支障が無いという状況でございます。

それから、2つ目、面積が多少変わってくることに關する地域の状況についてお話がございましたが、相双建設事務所におきまして、地元の説明会などを丁寧に行っております。

それから、我々の方でも、法定縦覧以外に公聴会などを行っており、公聴会にも地元の方々に参加いただいております。特段反対とか、困ったという意見は出ておりませんので、今回の変更を議案に挙げさせていただいているという状況でございます。以上です。

(議長)

大橋委員よろしいでしょうか。

(16番 大橋委員)

はい。

(議長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。特に御質問等ございませんでしょうか。

(質問なし)

(議長)

はい。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見も無いようですので、本議案をお認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。では御異議なしと認めまして、議案第 2052 号は原案のとおり同意することに決定いたします。

続きまして、第 2053 号の議案に入らせていただきたいと思います。事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

はじめに、スクリーン及び御手元にお配りしております資料 3 により御説明いたします。

資料 3 の 1 ページを御覧ください。議案第 2053 号、株式会社シーズが棚倉町内に設置予定の特殊建築物の敷地の位置について、御説明いたします。

2 ページを御覧ください。はじめに、建築基準法第 51 条について御説明いたします。建築基準法第 51 条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障が無いと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされております。繰り返し申しますと、都市計画区域内に特殊建築物の建築等を行う際は、その敷地の位置について都市計画決定しなければ建築等を行うことができません。ただし、都市計画審議会で敷地の位置について都市計画上の支障が無いと認められたものを特定行政庁が許可する場合は、この限りでは無いということになります。なお、都市計画決定を行うか、或いはただし書きを運用するかでございますが、対象となる施設について、相当の公共性、恒久性が求められるものである場合は、都市計画決定を行います。それ以外の民間の施設については、ただし書きに沿った運用を行っております。後ほど概要を御説明しますが、今回の審議案件は、民間の産廃処理施設であります。

3 ページを御覧ください。次に、建築基準法第 51 条本文中の、「その他政令で定める処理施設」について御説明いたします。「その他政令で定める処理施設」につきましては、同法施行令第 130 条の 2 の 2 で大きく分けて“一般廃棄物処理施設”と“産業廃棄物処理施設”の 2 つが示されております。“一般廃棄物処理施設”は「ごみ処理施設」のことをいい、“産業廃棄物処理施設”は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」で規定されています。この中で、今回、福島県都市計画審議会にお諮りする施設は“産業廃棄物処理施設”でありまして、今回は、木くずの破碎施設で 1 日あたり処理能力が 5t を超えることから、建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要となります。それによりまして本審議会に附議するものでございます。

4 ページを御覧ください。設置に必要な手続きにつきまして御説明いたします。産廃処理施設を設置するためには、左に記載しておりますとおり、廃棄物処理法の設置許可を県南振興局で行うとともに、右に記載のとおり、建築基準法 51 条ただし書きにより、敷地の位置に関する許可が必要となるため、本日、都市計画審議会にお諮りするということでもあります。

5 ページを御覧ください。次に、都市計画上の支障の有無の判断基準につきまして御説明いたします。

1 つ目は、都市計画マスタープランなどの上位計画との整合として、市町村

マスタープランの内容と著しく乖離がないこと。

2つ目は、土地利用計画との整合として、市街化区域及び用途地域が指定されている区域におきましては、工業系の用途地域に設置することや、地区計画等と整合していること。

3つ目は、都市計画施設との整合として、道路や公園などの都市計画施設に支障を与えないこと。

4つ目は、市街地開発事業との整合としまして、市街地開発事業に整合していること。

この4つの着目点により、当該許可における都市計画上の支障の判断を行うこととなります。次の施設概要以降につきましては、県建築指導課により御説明いたします。

県建築指導課滑川と申します。よろしくお願ひいたします。

6ページを御覧ください。それでは、当該施設の概要について御説明いたします。会社の概要です。会社名は、株式会社シーズ。本社所在地は、棚倉町となります。

次に、当該処理施設の概要です。所在地は、東白川郡棚倉町大字上台字行人塚48-1 外7筆になります。敷地面積は約25,600m²、建築面積、延べ面積とも約1,000m²となります。処理施設の別としては、「破碎処理施設」で、産業廃棄物の種類は「木くず」となります。施設の稼働時間は、日・祝祭日を除く月から土曜日の8時から17時までで、実働時間は1日あたり8時間です。

7ページを御覧ください。次に、導入する破碎処理施設について御説明いたします。施設は、木くずの破碎処理施設です。今回、新たに440tの処理能力のものを設置します。それにより、先ほど3ページで御説明いたしました、新たな許可が必要となる規模の木くずの処理能力が1日5tを超えるものとなります。

8ページを御覧ください。次に、敷地の位置について御説明いたします。敷地は、棚倉町の北部に位置し、棚倉町役場から北に約2km、水郡線磐城棚倉駅から北に約1.5kmの国道118号沿いになります。

9ページを御覧ください。次に、敷地の状況について御説明いたします。施設の敷地位置は、非線引き都市計画区域で、用途地域の指定はありません。当該施設へのアクセスとしては、国道118号から直接のアクセスとなります。

10ページを御覧ください。敷地の現状の写真になります。写真①②の既存建築物を利用しまして、木くずの破碎を行う産業廃棄物処理施設として再利用します。写真②が1次破碎施設で、廃木材を40mm以下のチップにします。写真①が2次破碎施設で、チップを5mm以下のおが粉にします。

11ページを御覧ください。対象となる廃棄物の搬入及び搬出の流れについて御説明いたします。廃棄物の搬入の流れは、敷地南東側の右下ですね。国道118号から進入し、南側の区画に保管します。破碎機で破碎した後、選別し、そのままチップとして出荷するものと、再破碎しておが粉にするものに分けます。おが粉はそのまま出荷するものとペレット製造の材料になるものに分かります。

なお、既存施設として、新木材からペレットを製造する工場があり、許可後は、そこに廃木材を破碎したものを材料として加えます。緑の線ですけれどもチップ、おが粉、ペレットを製品として出荷します。以上で、株式会社シーズの施設

概要の説明を終了いたします。

それでは、12 ページを御覧ください。最後に、当該施設の建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可において、都市計画上の支障の有無につきまして、御説明いたします。

1 つ目、上位計画との整合につきましては、当該敷地における産業廃棄物処理施設の設置は、当該地は棚倉町都市計画マスタープランにおいて、工業拠点に位置付けられていることから、上位計画との整合は図られていると判断しました。

2 つ目、土地利用計画との整合につきましては、当該地は非線引き都市計画区域内で用途地域が定められていない白地地域であることや、地区計画等についても、決定されているものはないということでございますので、整合は図られていると判断しました。

3 つ目、都市計画施設との整合につきましては、当該地周辺には、都市計画施設の計画はございません。

4 つ目、市街地開発事業との整合につきましては、当該地周辺には、市街地開発事業の計画はございません。以上のことから、都市計画上の支障は無いと考えております。

続きまして、議案書の内容につきまして御説明いたしますので、議案書を御覧願います。

議案書の 7 ページをお開き願います。議案第 2053 号特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものであります。名称、株式会社シーズ。位置、福島県東白川郡棚倉町大字上台字行人塚 48-1 外。面積 25,581.85m²。用途、産業廃棄物処理施設。建築面積 2,922.48m²。木くずの破碎施設 1 日当たり最大 440t の処理能力。申請人は、福島県東白川郡棚倉町大字流字豊先 1、株式会社シーズ、代表取締役益子清志。表の下の欄外に記載しておりますとおり、当該施設は、新たに産業廃棄物処理施設として、木くずの破碎処理を行うに当たり、1 日当たりの処理能力が 5t を超えることから、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可を受けようとするものであります。当該地の都市計画制限については、当該地は区域区分の無い、いわゆる非線引きの都市計画区域内であり、用途地域指定もございません。説明につきましては以上でございます。建築基準法 51 条ただし書きによる許可につきまして御審議をよろしく願います。

(議長)

はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等があればお受けしたいと思っております。オンライン参加の方は手を挙げるリアクションでお願いいたします。

(16 番 大橋委員)

挙手。

(議長)

では大橋委員お願いします。

(16 番 大橋委員)

質問させていただきます。今回の産廃施設は破碎ではありますが、扱うものが木くずということですので、放射線量の関係を確認しておきたいと思います。実際、破碎でどのくらいになるのか、木くずは県内から搬入することになるのでしょうか。御説明をお願いいたします。

(議長)

では事務局よりお願いいたします。

(事務局)

回答いたします。

まず、放射線の管理ですが、受入れ時に携帯型の線量計により、放射線の量を測定いたします。基準値についてはシーズの方で独自基準を設けており、その基準値を超えるものについては、搬入を拒否して返却するという形になります。また、受入れ時に放射線管理しておりますので、搬出製品についても、放射線量については問題ないと認識しております。

搬入の場所ですけれども県内外、特に指定はございませんが、主に県内から受入れる形になるかと思えます。

(議長)

大橋委員よろしいでしょうか。

(16 番 大橋委員)

はい。

(議長)

そのほかいかがでしょうか。

(2 番 鈴木委員)

はい。

(議長)

鈴木委員お願いします。

(2 番 鈴木委員)

議席番号 2 番の鈴木です。よろしく願いいたします。

資料の10ページの写真を見ていただきたいですが、既存の建物を壊して新しく建てるのか、それともここに写っている建物を使用して、機械だけを設置するのか、どちらでしょうか。

(議長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

お答えいたします。写真に写っている施設をそのまま使用する形になりまして、機械を新たに入れる形になります。

(2番 鈴木委員)

この建築物が適法に建てられたものかどうかを確認したいのですが。

(事務局)

そちらは建設事務所で確認し、適法に建てられたものという調査結果になっております。

(2番 鈴木委員)

ありがとうございます。

もう1つだけすみません。写真②では、外壁がないように見えるのですが、ここにも機械を設置したときに、粉塵とか、埃の舞いとかってというのはどういうふうにするのでしょうか。

(事務局)

写真②の右側に小さくて見づらいますが、未使用の機械が既に設置されておりまして、そこに壁は設けられません。粉塵が舞わないよう集塵装置を設け、装置で全て処理する形になります。

(2番 鈴木委員)

ありがとうございます。

意見としてですが、周りに一般住宅があるようなので、埃などに注意していただければと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

では最後のところは御意見として承らせていただきたいと思います。

では横田委員お願いします。

(18番 横田委員)

オンライン参加の横田です。先程の放射能の話の続きですけれども、浜通りの産廃業者さんの時は、検査する場所の説明があったと思います。今回も受入

れ時にチェックするというお話でしたが、11 ページの中のどこでチェックするのでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

調査場所につきましては、廃木材搬入時にトラックスケールで搬入量の重さなどを量るのですが、そこで併せて放射線の測定も行います。

(18 番 横田委員)

そこまで入って 8,000Bq 以上のものは返すってことですね。

(事務局)

そうですね。8,000Bq ではありませんが、自社基準以上のものは返すということです。

(18 番 横田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございます。そのほか何か御質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、議案第 2053 号をお認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。

では御異議なしと認めまして、議案第 2053 号は原案のとおり同意することに決定いたします。

では最後になります。議案第 2054 号、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、スクリーン及び御手元にお配りしております資料 4 により御説明をいたします。

資料 4 の 1 ページを御覧ください。議案第 2054 号、株式会社 R & R が郡山市内に設置予定の特殊建築物の敷地の位置について御説明いたします。

2 ページを御覧ください。これにつきましては、2053 号議案での説明と重複するため、御説明は割愛いたします。なお、本審議案件につきましても、民間の産廃処理施設となりますので、本法のただし書きを適用することといたします。

3 ページを御覧ください。建築基準法第 51 条本文中の「その他政令で定める

処理施設」についての御説明ですが、こちらにつきましても、2053号議案と重複するため、御説明を割愛いたします。

なお、今回、福島県都市計画審議会にお諮りするのには産業廃棄物処理施設であり、今回は、廃プラスチック類の破碎処理施設で1日あたり処理能力が6tを超えることから、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となるため、本審議会に附議するものであります。

4ページを御覧ください。設置に必要な手続きにつきまして御説明いたします。産廃処理施設を設置するためには、左に記載しておりますとおり、廃棄物処理法の設置許可を郡山市で行うとともに、右に記載のとおり、建築基準法第51条ただし書きにより敷地の位置に関する許可が必要となるため、本日審議会にお諮りするものであります。

5ページを御覧ください。都市計画上の支障の有無の判断基準につきましても御説明を割愛いたします。本案件につきましても、この4つの着目点により、当該許可における都市計画上の支障の有無を判断することとなります。

なお、当該許可につきましては、中核市である郡山市が特定行政庁として行いますので、次の施設概要以降につきましては、郡山市開発建築指導課より御説明いたします。一方で、産業廃棄物処分場のただし書き許可案件につきましては、本来、県決定の都市計画に代わって行うものであることから、県の都市計画審議会にて審議することとなっております。

郡山市の開発建築指導課の門澤です。よろしく御願いいたします。

6ページを御覧ください。当該施設の概要について御説明いたします。会社の概要です。会社名は、株式会社 R&R。本社所在地は、郡山市富久山町福原字大鏑。次に、当該処理施設の概要です。所在地は、郡山市富久山町福原字大鏑6番1外5筆。敷地面積は、約8,100㎡。建築面積は、約2,200㎡。延べ面積は、約2,200㎡となります。処理施設の別としては、「破碎処理施設」で、産業廃棄物の種類は「廃プラスチック」となります。施設の稼働時間は、日曜日を除く月から土曜日の8時から17時までで、実働時間は1日あたり8時間です。

7ページを御覧ください。次に、導入する破碎処理施設について御説明いたします。廃タイヤ破碎処理施設の27tと軟質系廃プラスチック破碎処理施設の4tを合わせた31tです。それにより、先ほど3ページで御説明いたしました、新たな許可が必要となる規模の、廃プラスチックの処理能力が1日6tを超えるものとなります。

次に、敷地の位置について御説明いたします。敷地はJR郡山駅の北東、国道288号バイパスの北側であり、福山クリーンセンターの南側に隣接した位置となります。

敷地の状況について御説明いたします。施設の敷地位置は、都市計画区域内であり、用途地域は工業専用地域となっております。当該施設へのアクセスといたしましては、国道288号バイパスから市道福原八丁目線を通り、アクセスいたします。

次をお願いいたします。現在の現地の状況です。赤線で囲まれた部分が計画

敷地になります。市道側から①②③の順で作成したのになっております。

次をお願いいたします。前面道路は、幅員 9m の市道になります。敷地の地盤は、道路面から約 50cm 高くなっております。搬出入口は西側になります。門扉が設置されておりまして、有効開口は 8m です。市道側から事務所、トイレ、北側のマテリアルリユース棟、材料・製品倉庫棟、タイヤ前処理棟。東側に移りまして、申請建物 1 のタイヤチップ工場棟、申請建物 3 の動力盤室棟。西側に移りまして、資材置場棟、申請施設 2 の製鋼副資材工場棟となります。申請建物は、赤枠の 3 棟となります。受入れ品の破砕は、すべてこの建屋内で行います。申請建物 1 は、廃タイヤを破砕、選別するタイヤチップ工場棟です。前処理のための 1 次破砕機 2 台及び、本処理のための 2 次破砕機 2 台の計 4 台の処理施設の設置を予定しており、廃タイヤの 1 日の処理量は約 27t となります。申請建物 2 は、申請建物 1 で分別した金属くずと軟質系廃プラスチック類を成形固化する特殊 RPF 製造施設となります。軟質系廃プラスチック類を 1 日約 4t 処理する破砕機を 1 台設置予定しております。申請建物 3 は、申請建物 1 のための動力盤室となります。搬入する廃棄物は、廃タイヤと軟質系廃プラスチック類です。廃タイヤは、県内のタイヤ製造工場及びガソリンスタンド等から排出されるものです。軟質系廃プラスチック類は、製造工程で発生する端材や規格外のビニール袋やシートとなります。タイヤチップは、石炭代替燃料として製紙会社へ、特殊 RPF は、フォーミング抑制剤として鉄鋼会社へ出荷します。

次をお願いいたします。こちらは、タイヤチップ工場棟の中間処理のフローを示したのになります。緑で示されているのが廃タイヤの処理ライン、青で示されているのが磁選機で選別された金属くずの処理ラインとなっております。廃タイヤにつきましては、1 次破砕機を通り、金属をグレーの磁選機で除去し、2 次破砕機でさらに細かく破砕して、2 度目の磁選機を通り、タイヤチップとして集積されます。申請建物 3 は、タイヤチップ工場のための動力盤室となります。

次をお願いいたします。こちらは、製鋼副資材工場棟の中間処理のフローを示したのになります。緑で示されているのが軟質系廃プラスチックの処理ライン、青で示されているのが申請建物 1 で分別された金属くずの処理ラインとなっております。軟質系廃プラスチックは破砕機を通してから申請建物 1 で分別された金属くずと圧縮固化機で成形固化し、RPF 燃料として集積されます。申請建物 1 及び 2 の破砕機とも、処理する際は、湿らす程度に霧状の水を使用してカットします。熱を使って破砕したり、薬品を使って破砕したりする作業はありません。臭いが出たり、多量の水を使うこともありませんので、環境を汚染する作業はございません。稼働中の騒音、振動は、工業専用地域の基準値内に収まっております。

14 ページを御覧ください。最後に、当該施設の建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可において、都市計画上の支障の有無につきまして、御説明いたします。

1 つ目、上位計画との整合につきましては、当該地は、郡山市都市計画マスタープランの土地利用の方針におきまして、工業・流通業務地区における「工業専用地区」に位置付けられており、当該施設の設置については、マスタープランの

内容との著しい乖離はないため、上位計画との整合は図られていると判断しました。

2つ目、土地利用計画との整合につきましては、当該地は市街化区域内の「工業専用地域」であり、また、地区計画等については、決定されているものはございません。用途地域は、原則として工業系とするとしていることから、土地利用計画との整合は図られていると判断しました。

3つ目、都市計画施設との整合につきましては、当該地の西側に位置する都市計画道路3・5・127号西原黒磯線は、当該地と接しておらず、また整備済であることから、都市計画道路に対する支障はございません。また、当該地周辺には、上記以外の都市計画施設はありませんので、都市計画施設との整合は問題ございません。

4つ目、市街地開発事業との整合につきましては、当該地周辺には、市街地開発事業の計画はございません。以上のことから、都市計画上の支障は無いと考えております。

続きまして、議案書の内容について御説明いたしますので、議案書を御覧ください。

議案書の8ページをお開き願います。議案第2054号特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きによる許可、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものであります。名称、株式会社R&R、位置、福島県郡山市富久山町福原字大鍋6の1外、面積8,098.5m²、用途、産業廃棄物処理施設、建築面積2,208.47m²、廃プラスチックの破碎施設1日当たり最大31tの処理能力。申請人株式会社R&R代表取締役荒川隆三。表の下の欄外に記載しておりますとおり、当該施設は、新たに産業廃棄物処理施設として、廃プラスチックの破碎処理を行うにあたり、1日当たりの処理能力が6tを超えることから、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得ようとするものであります。当該地の都市計画制限につきましては、当該地は、市街化区域内にあり、工業専用地域に指定されております。説明につきましては以上でございます。建築基準法第51条ただし書きによる許可につきまして御審議をよろしく願いいたします。

(議長)

御説明ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等があれば受けたいと思います。オンライン参加の方は手を挙げるリアクションでよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

(9番 佐藤委員)

はい。

(議長)

お願いいたします。

(9 番 佐藤委員)

9 番の佐藤義憲です。RPF 燃料の精製ということで、こちらの処分場がハザードマップ上で浸水エリアに該当しております。この RPF 燃料の有害性という部分で、例えば川が氾濫した場合の対応や対策などはどのようになっているのか。

(議長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

お答えいたします。RPF 製造等の破碎機は、1.3m の架台を設けまして、圧縮固化機の架台は 1.04m ございまして、モーターの架台が平均 2m ございます。それに道路の地盤面から床の高さまでの差が 60cm 程度ございますので、その架台 1.3m と道路から FL までの 0.6m を足しますと、約 1.9m ございます。破碎機の高さが 1.9m、RPF を製造するための圧縮をするための固化機でも同様に 1.85m ぐらいございまして、台風 19 号の浸水約 2m 程度と同程度の高さを確保したということになってございます。

また、事務所を建設しますが、そちらは 2 階建てになっており、急激な増水に対する 2 階での従業員による指揮系統や、避難場所は確保しております。

(9 番 佐藤委員)

挙手

(議長)

続いてお願いします。

(9 番 佐藤委員)

13 ページのほうの処理の流れを見ると、圧縮固化機から先にある RPF 燃料ストックヤードは、別の場所に設けて搬出するのか、それとも一時的に施設内に仮置するところがあるのか。また、それによって浸水した場合の流出の可能性についてはどうか。

(議長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

お答えいたします。製造したものにつきましては、コンテナに保管をいたします。そのコンテナに入れたものが、万が一、急激に水位が上がったということになれば、コンテナなので運びやすいため、グループ会社のアマルク郡山が 300m ぐらいの近い距離にあるので、そちらに緊急輸送したり、また違うところに持っていくというような形でコンテナでの迅速な移動を考えております。以上です。

(議長)

佐藤委員よろしいですか。

(9 番 佐藤委員)

はい。

(議長)

ありがとうございます。ほかに御質問等ございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見もないようですので、議案第 2054 号をお認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。御異議なしと認めまして、議案第 2054 号は原案のとおり同意することに決定させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。本日の審議事項は以上でございます。終始慎重に御審議いただきましてありがとうございました。

では、司会を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様、御審議ありがとうございました。以上をもちまして第 197 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 75 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

2 番 鈴木 深雪

6 番 山口 栄子
